

# 宗像市通学路交通安全プログラム

～ 通学路の安全確保に関する取組み方針 ～

平成27年8月

宗像市通学路安全推進会議

## 1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、各小中学校の通学路における危険箇所について、教育委員会、警察、道路管理者などが連携して合同点検を行い、必要な対策を実施してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行い、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「宗像市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は本プログラムに基づき、関係機関が連携し、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保を図っていきます。

## 2 通学路安全推進会議の設置

関係機関が連携して通学路の安全対策を実施するために「宗像市通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。当会議では、「小中学校が実施する通学路点検」、「道路管理者の対策実施状況」、「警察の道路規制、信号機等の設置計画」などの情報を定期的に交換・協議し、また、必要に応じて合同点検を行うなど、三者が主体となり、本プログラムに沿って通学路の安全対策を着実に実施していきます。

### (1) 構成機関

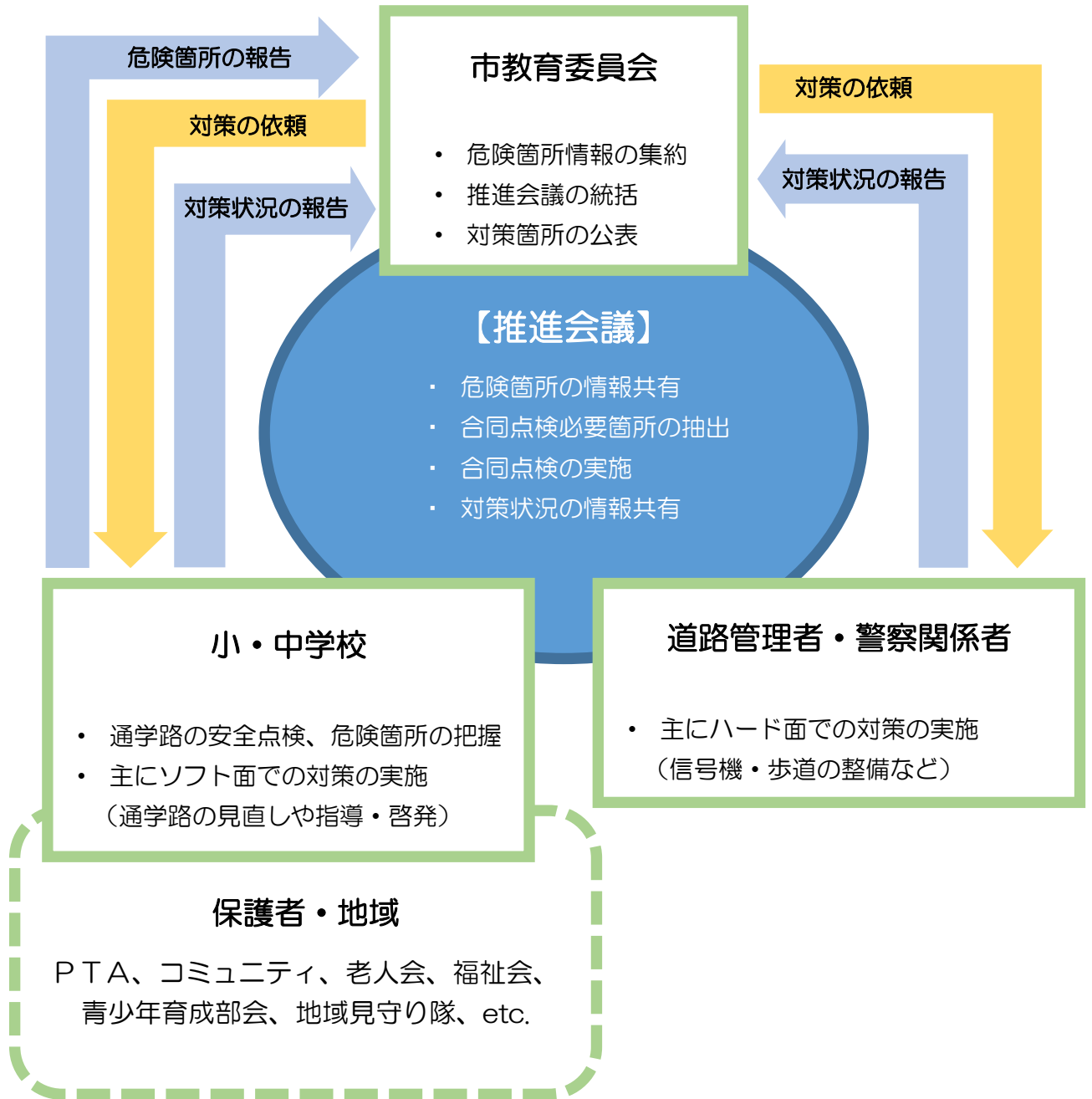
- ・ **道路管理者** : 北九州県土整備事務所宗像支所  
宗像市都市建設部建設課  
宗像市都市建設部維持管理課
- ・ **警察関係者** : 宗像警察署  
宗像市総務部地域安全課
- ・ **学校関係者** : 宗像市立小中学校代表  
宗像市教育委員会教育政策課
- ・ その他必要に応じて、関係する行政機関

(2) 委員長は宗像市教育委員会教育政策課長が務める。

(3) 委員長は必要に応じ、当会議を召集する。

(4) 事務局は宗像市教育委員会教育政策課に置く。

○ 構成機関の役割分担

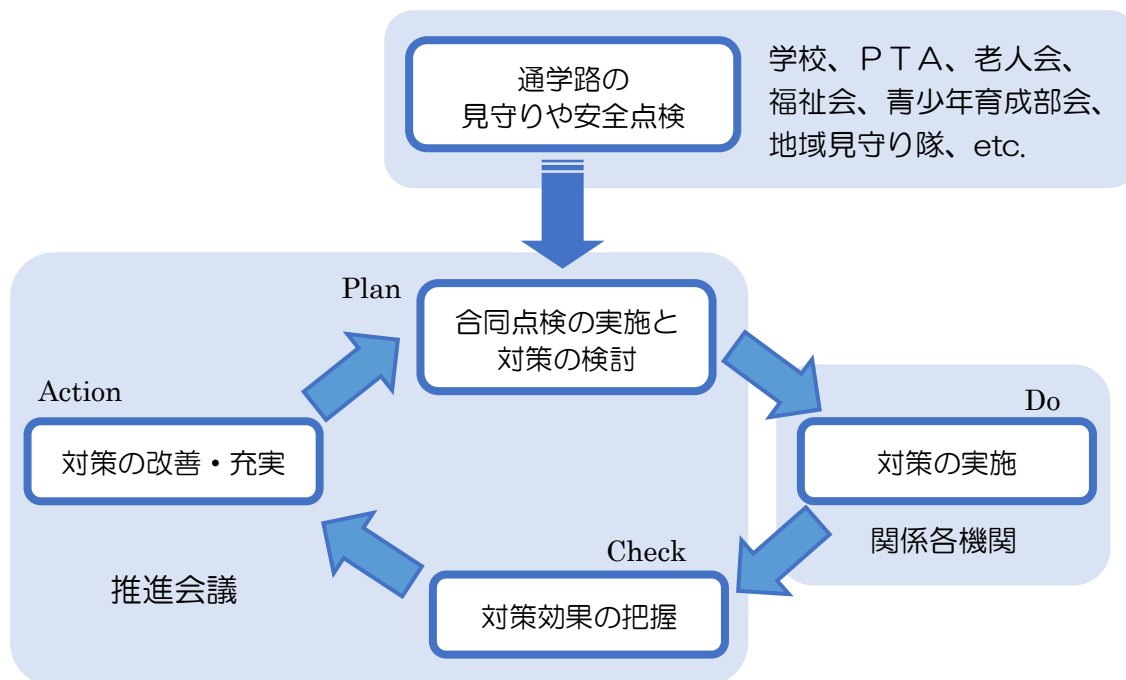


### 3 対象とする通学路

本プログラムの対象とする通学路は、小・中学校が指定する通学路及び児童生徒が登校で使用する道路とします。

## 4 取組方針

継続的に通学路の安全を確保するため、P D C Aサイクルにより、繰り返し見直しながら安全対策を実施し、さらなる安全性の向上を図ります。



### (1) 合同点検

年1回、全小中学校の教職員やPTA・地域等が通学路の安全点検を行い、その結果を事務局で集約し、現地確認します。

報告のあった危険箇所について当会議で情報共有し、必要に応じて推進会議構成機関と合同点検を実施します。

### (2) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道の整備などのハード面の対策、通学路の変更などのソフト面の対策等、危険内容に応じた具体的な対策案を検討し策定します。

### (3) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(4) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、次年度の安全点検などで対策効果を把握します。

(5) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

## 5 対策箇所等の公表

点検結果や対策内容については、推進会議で検討の上、小中学校ごとに「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。